



発行 東京都

目次

規則

○東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………

（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課……………

告示

○特定計量器定期検査の実施……………（生活文化局計量検定所検査課……………

○土地区画整理事業の事業計画の変更認可……………（都市整備局市街地整備部区画整理課……………

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課……………

公告

○特定非営利活動法人の認定……………（生活文化局都民生活部管理法人課……………

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課……………

○東京都指定排水設備工事事業者の指定……………（下水道局……………

規則

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年九月七日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第百十八号

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則（平成十六年東京都規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号中「総務局総務部長」を「政策企画局総務部長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

東京都告示第千二百七十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計に限る。）の所在場所定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年九月七日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域 墨田区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区

二 検査期日 平成三十年十月十五日から同月十九日まで

三 検査場所 特定計量器（皮革面積計に限る。）の所在の場所

東京都告示第千二百七十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき上の原土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月七日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の氏名

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 本部長 吉田 滋

二 事業施行期間

平成二十八年九月九日から平成三十年九月三十日まで

三 施行地区

東久留米市上の原二丁目の一部

四 土地区画整理事業の名称

上の原土地区画整理事業

五 事務所の所在地

新宿区西新宿六丁目五番一号

六 施行認可の年月日

平成二十八年九月九日

七 変更の内容

事業施行期間を平成三十一年九月三十日まで延長する。

八 変更認可の年月日

平成三十年九月七日

●東京都告示第千二百七十八号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき南小岩六丁目地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年九月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

南小岩六丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十八年十二月十五日から平成三十七年十月三十一日まで

一日まで

三 施行地区

江戸川区南小岩六丁目及び南小岩七丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

江戸川区南小岩六丁目三十一番八号

平成二十八年十二月十五日

五 変更の内容

事業施行期間を平成三十八年八月三十一日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成三十年九月七日

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年九月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人太陽光発電所ネットワーク

二 代表者の氏名

都筑 健

三 主たる事務所の所在地

東京都文京区湯島一丁目九番十号六〇二号室

四 認定の有効期間

平成三十年七月四日から平成三十五年七月三日まで

一 名称

特定非営利活動法人日本子宮内膜症啓発会議

二 代表者の氏名

百枝 幹雄

三 主たる事務所の所在地

東京都中央区築地一丁目四番八号 築地ホワイトビル
八〇三ストラメッド株式会社内

四 認定の有効期間

平成三十年七月四日から平成三十五年七月三日まで

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年九月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成三十年九月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

JR東急目黒ビル

品川区上大崎三丁目一番一号

東日本旅客鉄道株式会社ほか一名

<p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか 変更を行った設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか</p>	<p>時までを除く。</p>	<p>車場を利用することができる時間帯 平成三十年九月一日 平成三十年八月十七日</p>
<p>六 変更前の設置者の代表者名 富田 哲郎 (東日本旅客鉄道株式会社) ほか</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名 (団体にあっては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所 (団体にあっては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年九月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号) に到着するよう提出してください。 平成三十年九月七日</p>	<p>九 変更日 十 届出日 十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>七 変更後の設置者の代表者名 深澤 祐二 (東日本旅客鉄道株式会社) ほか</p>	<p>一 店舗名 JR東急目黒ビル 二 店舗所在地 品川区上大崎三丁目一番一号 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか 五 変更前の閉店時刻 午後十一時 六 変更後の閉店時刻 午前零時ほか 七 変更前の来客が駐車場を利用することができるとが 八 変更後の来客が駐</p>	<p>十二 縦覧期間 平成三十年九月七日から平成三十一年一月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。 十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ストアほか四名</p>	<p>一 指定した事業者 指定番号 商号又は名称 代表者 事業所所在地 五五三三 株式会社 岡部 清貴 足立区梅田七丁目二番五号 五五三四 IZUM 新築 知子 大田区池上六丁目二番十四号 I建設株式会社</p>	<p>東京都指定排水設備工事事業者の指定について 東京都下水道条例 (昭和三十四年東京都条例第八十九号) 第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程 (平成十三年東京都下水道局管理規程第四号) 第七条の規定により公告する。 平成三十年九月七日 東京都下水道局長 小山 哲 司</p>
<p>九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ストアほか四名</p>	<p>一 店舗名 小池 百合子 二 店舗所在地 品川区上大崎三丁目一番一号 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか 五 変更前の閉店時刻 午後十一時 六 変更後の閉店時刻 午前零時ほか 七 変更前の来客が駐車場を利用することができるとが 八 変更後の来客が駐</p>	<p>東京都指定排水設備工事事業者の指定について 東京都下水道条例 (昭和三十四年東京都条例第八十九号) 第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程 (平成十三年東京都下水道局管理規程第四号) 第七条の規定により公告する。 平成三十年九月七日 東京都下水道局長 小山 哲 司</p>
<p>十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 ゴディバジャパン株式会社ほか一名</p>	<p>一 店舗名 JR東急目黒ビル 二 店舗所在地 品川区上大崎三丁目一番一号 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか 五 変更前の閉店時刻 午後十一時 六 変更後の閉店時刻 午前零時ほか 七 変更前の来客が駐車場を利用することができるとが 八 変更後の来客が駐</p>	<p>東京都指定排水設備工事事業者の指定について 東京都下水道条例 (昭和三十四年東京都条例第八十九号) 第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程 (平成十三年東京都下水道局管理規程第四号) 第七条の規定により公告する。 平成三十年九月七日 東京都下水道局長 小山 哲 司</p>
<p>十一 変更前の小売業者の住所 港区虎ノ門五丁目十一番二号 (ゴディバジャパン株式会社)</p>	<p>一 店舗名 JR東急目黒ビル 二 店舗所在地 品川区上大崎三丁目一番一号 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか 五 変更前の閉店時刻 午後十一時 六 変更後の閉店時刻 午前零時ほか 七 変更前の来客が駐車場を利用することができるとが 八 変更後の来客が駐</p>	<p>東京都指定排水設備工事事業者の指定について 東京都下水道条例 (昭和三十四年東京都条例第八十九号) 第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程 (平成十三年東京都下水道局管理規程第四号) 第七条の規定により公告する。 平成三十年九月七日 東京都下水道局長 小山 哲 司</p>
<p>十二 変更後の小売業者の住所 港区六本木三丁目二番一号 (ゴディバジャパン株式会社)</p>	<p>一 店舗名 JR東急目黒ビル 二 店舗所在地 品川区上大崎三丁目一番一号 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか 五 変更前の閉店時刻 午後十一時 六 変更後の閉店時刻 午前零時ほか 七 変更前の来客が駐車場を利用することができるとが 八 変更後の来客が駐</p>	<p>東京都指定排水設備工事事業者の指定について 東京都下水道条例 (昭和三十四年東京都条例第八十九号) 第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程 (平成十三年東京都下水道局管理規程第四号) 第七条の規定により公告する。 平成三十年九月七日 東京都下水道局長 小山 哲 司</p>
<p>十三 変更前の小売業者の代表者名 中山 勇 (株式会社ファミリーマート)</p>	<p>一 店舗名 JR東急目黒ビル 二 店舗所在地 品川区上大崎三丁目一番一号 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか 五 変更前の閉店時刻 午後十一時 六 変更後の閉店時刻 午前零時ほか 七 変更前の来客が駐車場を利用することができるとが 八 変更後の来客が駐</p>	<p>東京都指定排水設備工事事業者の指定について 東京都下水道条例 (昭和三十四年東京都条例第八十九号) 第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程 (平成十三年東京都下水道局管理規程第四号) 第七条の規定により公告する。 平成三十年九月七日 東京都下水道局長 小山 哲 司</p>
<p>十四 変更後の小売業者の代表者名 澤田 貴司 (株式会社ファミリーマート)</p>	<p>一 店舗名 JR東急目黒ビル 二 店舗所在地 品川区上大崎三丁目一番一号 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか 五 変更前の閉店時刻 午後十一時 六 変更後の閉店時刻 午前零時ほか 七 変更前の来客が駐車場を利用することができるとが 八 変更後の来客が駐</p>	<p>東京都指定排水設備工事事業者の指定について 東京都下水道条例 (昭和三十四年東京都条例第八十九号) 第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程 (平成十三年東京都下水道局管理規程第四号) 第七条の規定により公告する。 平成三十年九月七日 東京都下水道局長 小山 哲 司</p>
<p>十五 変更日 平成三十年四月一日ほか 十六 届出日 平成三十年八月十七日 十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号) 十八 縦覧期間 平成三十年九月七日から平成三十一年一月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。 十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時まで。</p>	<p>一 店舗名 JR東急目黒ビル 二 店舗所在地 品川区上大崎三丁目一番一号 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか 五 変更前の閉店時刻 午後十一時 六 変更後の閉店時刻 午前零時ほか 七 変更前の来客が駐車場を利用することができるとが 八 変更後の来客が駐</p>	<p>東京都指定排水設備工事事業者の指定について 東京都下水道条例 (昭和三十四年東京都条例第八十九号) 第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程 (平成十三年東京都下水道局管理規程第四号) 第七条の規定により公告する。 平成三十年九月七日 東京都下水道局長 小山 哲 司</p>

二 指定年月日

平成三十年八月八日

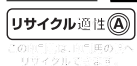
発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえに
リサイクルされています。